

平成28年(ワ)第2407号

自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原告 平和子

被告 国

## 準備書面(25)

2021(令和3)年 8月18日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤博文



弁護士 池田賢太



外

### 第1 証人不採用に強く抗議する

裁判所は、2021(令和3)年7月30日付決定(8月2日原告に送達)で、原告が証人申請していた照井資規氏、伊勢崎賢治氏、蟻塚亮二氏の3名について、却下した。これは、原告が本訴訟を提起し、自衛隊南スーダンPKO派遣の憲法9条違反・PKO協力法違反を問い、現職自衛官の母親としての権利・法益侵害の救済を求めた争点に対して、実質的な審理を避けたと言わざるをえず、到底容認することができない。

また、3月22日の第14回弁論期日以来、4人の尋問が可能な日程として9月14日を終日確保していたのに、採否について実質的に協議することを避け、期日外で決定したことは、不意打ちと言わざるを得ない。以下、本決定を批判し、9月14日期日に向けた意見を述べる。

## 第2 「② 自衛隊派遣による原告の権利侵害の有無」

### 1 裁判所の決定理由

裁判所は、上記②が争点だとして、証人3人を一括りにして、「南スーダンの現地情勢及び同地へ派遣された自衛隊員の置かれた状況等に対する事実関係並びにコンバット・ストレスに関する知見等」が立証趣旨だと述べ、「これらの事実について既に証人らの陳述書を含む多数の証拠が提出されていることや、これまで被告が原告の主張に対して具体的な認否反論をしていないことなどを踏まえると、証人らの尋問による立証の必要性はない」とした。

### 2 被告国は厳然と争っている

しかし、裁判所が言う「南スーダンの現地情勢」も「同地へ派遣された自衛隊員の置かれた状況」についても「コンバット・ストレスに関する知見」についても、被告国は、原告の主張を認めているわけではなく、裁判所も弁論で被告国が争わないことを確認しているわけでもない。

立証とは、証拠によって事実を明らかにすることであり、憲法違反あるいは法律違反という評価を伴う事実についても同様である。

裁判官は、万能でもなければ、軍事や国際法、医学などの専門家でもないのだから、海外の情勢や軍隊の行動、国連など国際機関の活動、自衛隊の組織や活動、自衛隊員や家族に係る医学的知見などについて、書証を読んだだけで「判決」を書けるほどに理解できるものではない。被告国に反

対尋問の機会を与え、裁判所も直接質問をして理解を深め、心証形成をするのが、民事裁判の基本である。

証人尋問を必要としないとする裁判所の判断は、これらの事実認定を必要としない結論＝判決を予定しているのかと推認せざるをえない。

### 3 照井資規氏の不採用について

そもそも、裁判所が言う「南スーダンの現地情勢」も「同地へ派遣された自衛隊員の置かれた状況」も、原告の立証趣旨を正確に理解したのではない。

照井氏は、世界最新の戦闘外傷救護技術に精通した専門家として活動しており、その専門的立場から、南スーダンの「戦場」性を明らかにし、これに対して自衛隊員が十分な救命、救護の装備も教育もなく派遣されたこと、そして、実際に派遣隊員の中に肉体的、精神的な変調をきたした者が多く出たことを「衛生週報」を読み解く証言を得ることができる。

そして、このようなりアリティが、自衛隊から家族に提供されておらず、それが原告ら自衛隊員の家族の不安を増幅させている原因であることを明らかにする。

かかる証言は、戦後の我が国の憲法9条あるいは自衛隊裁判で、初めてのものである。

裁判所が、「自衛隊派遣による原告の権利侵害」を争点と認めるのであれば、その「海外派遣」を抽象的にではなく、近親の家族の法益としてリアルに考えるとき、照井資規氏の証言は「原告の権利侵害」判断に必要不可欠である。

平易に言えば、母親が海外に派遣される兵士の息子を心配し止めようとする心情を、危険任務を遂行する軍隊の本質から客観的に理解するもので、これは嫌悪感や情愛といった心情的な次元を超えて、法益又は権利として

とらえるもので、照井氏のような専門家の証言によって初めてよく理解できることである。

#### 4 伊勢崎賢治氏の不採用について

伊勢崎氏が予定した証言は、国連P K Oの活動原則や活動の実際、国際人道法の適用、特に武力行使原則について明らかにすること、U N M I S Sの活動内容と自衛隊・自衛隊員の国際人道法上の地位を明らかにすることなどである。これは、国連P K Oの実態と日本国民の常識（これは裁判官の認識にも通ずる）とのずれを明らかにし、自衛隊員が如何に国際法基準に照らして無権利あるいは危険な立場で派遣されているかを明らかにするものである。

従って、裁判所が言うような「南スーダンの現地情勢」「同地へ派遣された自衛隊員の置かれた状況」に止まるものではなく、かつ、前述の照井資規氏の証言と同様に、例えば、現地で捕まったら捕虜として扱われるのか、過失で現地住民を殺傷した場合どうなるのか等といった、兵士の家族としての「原告の権利侵害」と内容的に不可分である。

#### 5 蟻塚亮二氏の不採用について

蟻塚氏が予定した証言も、南スーダンの現地情勢や自衛隊員の置かれた状況ではなく、また、兵士が戦闘によって被るいわゆるコンバット・ストレスの知見そのものでない。もとより、それらの基礎知識が前提になり、その限りで言及するが、証言の中心は、臨床の精神科医として、実際の原告の状態を見たうえで、I C D—1 0などの世界的な基準に照らして、原告がP T S Dなどに罹患していたと診断した内容を明らかにすることである（陳述書／甲A 2 7 4）。

原告は、原告の精神的苦痛が、単に個人的な「不安、焦燥感」にとどま

らず、PTSDとなっていることを主張、立証しようとしているのであるから、本人尋問だけで専門医学的な判断を下すことは、医学に素人の裁判官ができるはずがない。

裁判所が、「自衛隊派遣による原告の権利侵害の有無」を争点にする以上は、原告を臨床的に診断した蟻塚証人の医学的な知見の証言を聞かない限り、審理不尽による重大な事実誤認になると言わざるをえない。

以上より、原告証言と不可分のものとして証人採用されるべきである。

## 6 原告本人尋問について

裁判所は、「原告の生い立ち、経歴、自衛官である子との関係等の原告側の事情について、原告本人から直接聴取することが有益である」として、原告本人のみ採用決定した。

しかし、前述したように、本件は現職自衛官の母親が（結果的に派遣されなかったが）南スーダンPKO派遣（海外派兵）の対象となったという、権利又は法益の侵害性を問う、わが国初めての裁判である。

裁判所が列記する「生い立ち」「経歴」「自衛官である子との関係」の意味は定かでなく、「有益である」という言い方は、「必要」という法的表現を避けた言い方にも見える。

3人の証人不採用の批判でも述べたが、本件は、海外派兵兵士の母親に「法益」「人権」が認められるのか（法理として、当てはめとして）、認められる場合その内容は何かが、客観的・多角的に解明されるべき事案である。

## 第3 蟻塚亮二氏の証人尋問を再度申請

- 1 前述したとおり、3人の証人不採用は不当であり、原告は今後の全弁論を通じて、その予定した内容を追求していく所存である。

しかし、特にそのうち、蟻塚亮二氏については、同証人の位置づけと証明する事実について裁判所に明らかな誤認があり、かつ、同証人から今回の不採用決定に対する陳述書が提出されたので、改めて証人申請するものである。

弁論期日は、9月14日までないので、事前に期日外で採用決定するか、同証人を同日在廷させ、同日採用決定・尋問実施として頂きたい。

2 採用した場合には、14日午前10時から蟻塚亮二氏の尋問とし、午後から原告本人尋問とすることを希望する。

以上